

UBC情報

No. 128

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年2月1日(火)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753



23年度税制改正大綱の主な中小関連は

大綱では法人税率の引下げが柱の一つですが、他にも中小企業に影響ある見直し等が多くあります。

減価償却制度の見直し.....23年4月以降に取得する資産の定率法の償却率は、定額法の償却率を2倍した数(現行2.5倍)とし償却速度を遅くします。

繰越欠損金制度の見直し.....発生した欠損金を翌期以降の課税所得と相殺できる繰越期間を9年(現行7年)に延長します。なお、控除限度額を所得金額の80%に制限する措置は、中小企業等には適用されず現行(100%)のままです。

消費税の事業者免税点制度の見直し.....前事業年度開始日から6ヵ月間の課税売上高が1千万を超える法人等については事業者免税点制度が適用されないこととなります(24年10月以後開始事業年度から適用)。また、課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入等の全額を仕入税額控除ができる制度の適用は、課税売上高が5億円以下の事業者に限られます(24年4月以後開始事業年度から適用)。

雇用促進税制の創設.....従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上(中小企業等は2人以上)増加させる等の要件を満たした場合、増加1人当たり20万円の税額控除ができます。

グリーン投資減税の創設.....CO2排出削減等に効果が見込まれる設備等を取得した場合、取得価額の30%特別償却または7%税額控除ができます。

研究開発税制の縮減.....「総額型」の税額控除限度額を20%(現行30%)に引き下げます。

中小企業等基盤強化税制の廃止.....設備投資等を行った場合に30%特別償却又は7%税額控除を受けられる制度は、23年3月末の期限で廃止されます。



23年度税制改正大綱の主な個人関連は

給与所得控除の上限設定【24年分以後~】.....給与収入に応じて増加する控除額について、1500万円を超える場合、245万円の上限が設けられます。

役員給与等に係る給与所得控除の見直し【24年分以後~】.....2000万円超の役員給与等は、控除額が245万円から徐々に減り、例えば2500万円超 3500万円以下の控除額は185万円となります。なお、4000万円超は125万円です。

役員退職手当等に係る課税方法の見直し【24年以後~】.....勤続年数5年以下の役員等に対する役員退職手当等について、退職所得控除した残額の1/2を所得とする優遇措置が廃止されます。

成年扶養控除の対象の見直し【24年分以後～】……特定成年扶養親族（高齢者、障害者、学生など）以外の成年扶養親族については、その年の所得金額が400万円以下であれば扶養控除にできます。

相続税の基礎控除の引下げ【23年4月以後～】……現行「5000万円+1000万円×法定相続人数」の基礎控除を「3000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げるとともに、最高税率を55%へ引き上げるなど税率も見直されます。

死亡保険金に係る非課税限度【23年4月以後～】……「500万円×法定相続人数」の法定相続人について、「未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者」に限られます。

相続時精算課税制度の適用要件の見直し【23年以後～】……受贈者の範囲に20歳以上である孫を追加し、贈与者の年齢要件を60歳以上（現行65歳以上）に引き下げます。



インフルエンザの予防接種費用は

インフルエンザの流行が徐々に拡大し始めていますので、マスクの着用や手洗い、うがい等の感染防止、社内に感染者が出た場合の業務継続など、対策に取り組みましょう。

予防対策として従業員の予防接種費用を負担する場合は、常識的な金額の範囲内で、希望者一律に負担するのであれば福利厚生費として損金となりますが、役員や一部の従業員だけを対象とした場合は、給与等になりますので、注意が必要です。

なお、予防接種費用を個人が支払った場合は、医療費控除の対象外となります。医療費控除は、治療のために直接要した費用が対象となるためです（B型肝炎ワクチンなど一部は対象）。



還付申告の受付は開始されています



平成22年分の所得税の確定申告は、2月16日（水）から受付開始されます（3月15日まで）。年末調整を行った給与所得者の方は、確定申告の必要はありませんが、一定金額以上の医療費を支払った場合（医療費控除）や、特定の寄附をした場合（寄付金控除）、災害や盗難などで資産に損害を受けた場合（雑損控除）などは、還付を受けるための申告（還付申告）ができます。

なお、還付申告は2月15日以前でも行うことができます（その年分の翌年1月1日から5年間）。

【 建設業界ニュース 】



新経審対応・4月から再認定受付～国土交通省



国土交通省は、2011年4月1日からの経営事項審査改正に伴う11・12年度の同省発注建設工事競争参加資格の取扱い方針を決めた。

12月からの定期資格審査は旧経審で認定し、新経審による再認定を11年4月から受け付ける。旧経審での資格審査受付は、同年8月末で打ち切る。新経審による総合評定値での参加資格審査は義務ではなく、11・12年度は旧経審で資格認定を受けた企業と新経審で認定を受けた企業が競争参加者の中に併存することとなる。

UBC社福情報

No. 128

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年2月1日(火)

発行元 (有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717

Fax:0836-33-6753

トピックス

平成23年度税制改正大綱、閣議決定

政府は12月16日、平成23年度税制改正大綱を閣議決定しました。厚労省関係の主な事項についてご紹介致します。

雇用促進税制の創設

- ・新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業(くるみんマーク取得(注参照)企業)に対して、一定の期間内に新築・増改築した建物に係る割増償却制度を創設する

注：子育て支援などへ積極的に取り組み、厚労省が定める基準を満たした企業が取得できる認定証

個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設

- ・パブリック・サポート・テスト(寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上)等の基準を満たした社会福祉法人に対して寄附を行った場合、寄附金について現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とする

譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

- ・障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際、第2種社会福祉事業の保育所や老人デイサービスセンターについては簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられますが、これまで同じ第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホームについても同様とする

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

トピックス

介護職員の平均給与月額、1万5,000円アップ

厚労省は12月20日、「平成22年介護従事者処遇状況等調査」を公表しました。今回の調査は、昨年10月に始まった介護職員処遇改善交付金が実際の処遇改善にどの程度反映されているかを検証するため、8,256事業所を対象に実施し、6,301事業所から回答を得たもので、調査対象は昨年6月と今年6月の両時期に在籍していた従事者としています。

今年申請した事業所の介護職員の平均給与額は月額25万6,680円で、昨年の24万1,520円に比べて1万5,160円増加しています。(表参照)

賃金改善の方法では、今後の実施予定も含め「定期昇給を実施」が62.7%で最も多く「各種手当の引上げまたは新設」が44.6%、「賞与等の支給金額の引上げまたは新設」が21.8%、「給与表を改定して賃金水準を上げた」が15.1%と続いています。定期昇給の実施割合は、特養や老健など施設系で8割近くに上った一方、訪問介護事業所では半数に満たないという結果でした。

平成22年に交付金を申請している事業所は全体で86.7%、介護療養型医療施設は申請している事業所が51.6%と施設毎の状況の違いも浮き彫りとなりました。

【表】《介護従事者の職種平均給与月額》

	職種別平均給与月額			従事者数
	平成21年6月	平成22年6月	差異	
介護職員	241,520円	256,680円	15,160円	19,565人
看護職員	342,040円	350,540円	8,500円	5,210人
生活相談員、支援相談員	301,320円	313,560円	12,240円	3,498人
理学療養士、作業療養士等	368,840円	379,180円	10,340円	2,103人
介護支援専門員	326,880円	337,880円	11,000円	2,480人

(参考:12月20日医療CBニュース)

帝国データバンクが介護サービス・有料老人ホームの経営実態調査を実施

(株)帝国データバンクは12月27日、介護サービス・有料老人ホーム事業の経営実態調査の調査結果を発表しました。調査対象は「2009年度の売上高が判明した介護サービス・有料老人ホーム業者」で、全部で7,022法人という結果となっており、2005年時点の2,733法人と比較して約2.5倍に急増しています。帝国データバンクによると2006年の診療報酬改定、2009年の介護報酬改定などが参入企業増加の要因と分析しています。また売上高総額の面から見ても、2005年度の約2兆円あまりから約4兆円あまりへと、ほぼ倍増という結果になっています。医療・介護の分野については政府の成長戦略の中で「成長けん引産業」として位置づけられ、2009年度に約4兆2,000億円だった売上高総額について、2020年までに約50兆円市場を目指すとしています。高齢化社会という社会的な背景や介護報酬改定などの要因により、今後も大きな発展が見込まれる分野であると考えられています。

業歴別		
年数	件数	構成比
3年未満	277	3.9%
3～5年未満	404	5.8%
5～10年未満	1,953	27.8%
10～15年未満	1,334	19.0%
15～20年未満	840	12.0%
20～30年未満	1,048	14.9%
30年以上	1,166	16.6%
合計	7,022	100.0%

地域別		
地域	件数	構成比
北海道	483	6.9%
東北	794	11.3%
関東	1,637	23.3%
北陸	415	5.9%
中部	839	11.9%
近畿	808	11.5%
中国	574	8.2%
四国	260	3.7%
九州	1,212	17.3%
合計	7,022	100.0%

従業員数別		
人数	件数	構成比
10人未満	1,561	22.2%
10～50人未満	2,319	33.0%
50～100人未満	1,666	23.7%
100～300人未満	1,238	17.6%
300人以上	238	3.4%
合計	7,022	100.0%

売上高1位は(株)ニチイ学館で約2,004億円、2位が(株)ベネッセスタイルケアの約445億円でいずれも全年度比110%を超えており、3位は(株)ツクイで約394億円(前年度比109%)でした。社会福祉法人のトップは全体で12位の(社福)長岡福祉協会で売上高は約107億円ですが、20位までに社会福祉法人は6法人にとどまっており、介護保険法施行とともに直接契約制度に移行した介護サービス事業への営利法人の参入が大きく進んでいる実態が見て取れます。

(参考:株式会社帝国データバンク介護サービス・有料老人ホーム業の経営実態調査)